

令和 4 年 12 月 7 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 7 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 2 名)

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一	治
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一							
総	務	部	長	高	田	順	平	総	務	課	長	坂	口	増	和				
税	務	課	長	内	田	純	慈	企	画	財	政	課	長	滝	本	功			
建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史	建	設	課	長	山	本	剛			
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	厚	生	部	長	大	岩	幹	治		
住	民	福	祉	課	長	山	下	忠	仁	健	康	介	護	課	長	田	中	直	之
兼	保	険	年	金	室	長	相	川	和	英	環	境	課	長	富	田	和	彦	
健	康	子	育	て	室	長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	淳	二		
教	育	課	長	鈴	木	和	芳	社	会	教	育	課	長	森	崇	史			

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 幹 田 中 達 也

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会、昨日に続き2日目に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

寒さが日に日に増しております。体調管理、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしく願いをいたします。

ここで、発言する方に申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いいたしておりますが、聞き取りにくい場合がありますので、発言時に限りマスクを外し、発言をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたしております。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたものですから、4番片山でございますが、一般質問をさせていただきます。なお、壇上におきましては、通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 報酬と報償の区別を分かりやすくということで、町の予算書や決算書には報酬や報償費が計上されています。どちらも人件費のような気がしていましたが、調べてみますと報酬は「給与的な意味合いが強いもの」で、報償費は「役務の提供に対する謝礼や

負担に対して支払う費用」というような説明があります。

そこで、この違いについて質問をさせていただきます。

(1)各課の予算等において、報酬を全額支払っている場合と出席者のみ支払う場合があるが、この違いは何か。

(2)スポーツ推進委員15名の報酬は、令和3年度の決算において全額支払われているが、15名全員が同じ回数の活動をしたのか。また、コロナ禍における大会や行事の縮小があったのに全額支払われるのはなぜか。

(3)スポーツ教室等講師謝礼の講師をスポーツ推進委員が務めればいいのではないかと思うが、できない理由はあるか。

(4)報酬の額については、それぞれ年額、月額、日額とあるが、報酬の額を定めている積算根拠は何か。

(5)多忙な業務をこなしている区長は、報酬でなく報償として支払われているが、理由は何か。

(6)人権擁護委員の報償や民生・児童委員の報償は、ボランティア的な要素が強いので報償が低いが、活動内容を考えると低過ぎると思うが、報償費の増額は考えられるか。

(7)同じ報償費でも、名目が「保育所ごみ回収作業員」は報償とされています。教育費の「ゴミ収集」は謝礼としているが、いずれも人に支払われているのではないか。どういう違いがあるのか。

(8)ごみ資源化対策事業報償は何に対する報償か。また、委託しているものではないのか。

(9)献血推進報償は委員等の記載はないので、何に対する報償で、その活動内容は何か。

(10)営農計画書作成報償は、何に対する報償か。また、農用地利用集積実践活動報償はどのような活動に対する報償か。

(11)教育振興費のうち、学生サポーターやスーパーバイザーは誰のどのような活動に対する謝礼か。謝礼の基準はどうなっているか。

(12)認知症地域支援・ケア向上事業報償費の予算が、令和3年度と4年度それぞれ5万円計上されているが、令和3年度には執行されていない。同じ項目で委託料も同時に計上され、令和3年度は150万円の決算となっている。報償費と委託料の使い分けは何か。

(13)名目に報償と謝礼、報償に委員等がつくのとつかないのに分けて記載する違いは何か。

(14)令和3年度当初予算で計上されている南知多町特別職報酬等審議会の委員報酬が決算にはない。理由として、委員会を開催しなかったからである。しかし、この審議会条例では、町長の諮問に応じ報酬等の額が適正であるかどうかを審議する重要な委員会であると考え。改正等がないときは委員会を開催しないのか。また、委員のその他住民のうちから必要の都度の必要とはどのような場合を想定しているのか。

大きい2番、答弁の行方について。

私が過去に一般質問した答弁について、現在の事実について確認したいので質問します。

(1)平成30年6月議会において、暫定用途地域解消についての質問をし、秋頃に暫定用途地域の土地の所有者に対し、説明会やアンケート調査を実施して、都市計画審議会において検討していくと答弁されました。その後、4年経過し、進捗状況はどうか。

(2)令和元年6月議会において、所有者不明土地問題についての質問をし、土地に係る固定資産税に対して、納税義務者6,779件のうち53件、税額51万3,000円が納税通知書が不達であると答弁されました。その後、解消はできたか。また、件数の増減はどのようになったか。

(3)今年6月議会で、海岸利用について質問し、内海新港に設置されたシャワー施設は目的外なので撤去を指示し確認したと答弁されました。しかしながら、私が確認したところ、再度設置され、利用されていました。当局の指示とは、一旦撤去しなさいという指示だったのか。その後の確認はする必要はなかったのか。

壇上での質問は以上としますが、再質問がある場合には自席からやらせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問1-1、1-4につきましては関連がございますので、私、総務部長より一括して答弁させていただきます。

また、その後の質問につきましては担当部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

南知多町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、年額、月額、日額により決められた額の報酬を支払っております。日額で決まっている委員の方には、会議に出席をした場合のみ支払うこととしております。

地方自治法第203条の2で、委員会の非常勤の委員に対して報酬を支給しなければならず、その報酬はその勤務日数に応じて支給することとなっておりますが、ただし書において、条例で特別の定めをした場合はこの限りではないと規定されております。

委員の勤務実態を鑑み、月額あるいは年額をもって支給することが適当であると判断した上で、国・県、近隣市町の状況を参考に支給額を決定しております。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

今の御答弁の中で、法律では日数に応じて支払うと。しかしながら、条例で特別に定めた場合はその定めに従う必要はないというような答弁でしたけれども、別に払う必要がないものについては払わなくてもいいような気がするんですけど、今後改めていく可能性というのはないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

現在、月額、年額で支払っているものにつきましては、出席等に関わらずお支払いをしておるものですが、今後また国・県、近隣市町の状況を参考に支給額の決定を検討してまいりたいと思います。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

出席に関わらず払うということですけど、別に近隣市町の動向なんか関係なく、私たちの南知多町は南知多町独自に決めていけばいいと思いますけど、その辺どうお考えですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

近隣市町の状況ということではなくて、先ほど言いましたが、地方自治法上に非常勤の特別職につきましても報酬を支給しなければならないということで、原則これが日額ということでございます。それを条例に基づきまして、年額、月額、日額というふうに定めておりますので、これは必ず払わなきゃいけないという理解でございます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

働いてくださった方には報酬を払えばいいと思うんです。ところが、ほかの質問と関連しちゃうと困るんですけど、働かない人には払わんでいいという考え方って駄目ですかね。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、地方自治法上に非常勤特別職につきましても報酬を支払わなきゃならないということでございますので、これは今回、条例で定めておりますので、これは必ず払わなければいけないということでやっておりますのでお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1-2、1-3につきましては関連がありますので、一括で答弁させていただきます。

スポーツ推進委員の活動・職務につきましては、スポーツ基本法第32条第2項を受け、南知多町スポーツ推進委員に関する規則の中で、その職務を規定しております。

スポーツ推進委員の主な職務といたしましては、会議や研修会への参加、各地区で行

われるスポーツ活動の促進や指導、地域住民からのスポーツ活動に関する相談への助言、各種スポーツ大会やスポーツ行事への参加・協力となっており、各委員がその分担する地域において活動しております。

この活動に対する報酬としましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、南知多町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定められており、報酬を月額でお支払いしていますので、出席の日数など活動の大小により報酬額を変えるものではありません。

また、スポーツ教室等の講師をスポーツ推進委員が務めることにつきましては、技術力をあまり必要としない囲碁ボール教室、体力テスト会、エンジョイクラブについては、ルールなど講習を受けていただいた後、スポーツ推進委員が講師を務めておりますが、専門的な技術指導が求められる親子体育教室、夏休み水泳教室、グラウンドキャッチボールについては、元学校の体育教師や知多水泳指導研究会所属の教師、内海高校の野球部員など、専門の方に指導をお願いしております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

この月額で支払う報酬の中で一番グレーかなと思うのが、このスポーツ推進委員でございまして、スポーツ推進委員の方は活動の有無に関わらず毎月お支払いしておるといいう形ですが、先週の土曜日、12月3日でございます。町の少年サッカー大会がありました。そこの開会式にスポーツ推進委員の方が1名のみ出席をされました。ほかの14名は欠席ということですよ。こういった形で、公平性に非常に欠けると思うんですけど、こういったことを改めていく考えはございませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほどの答弁にもありましたとおり、スポーツ推進委員の職務は、会議やスポーツ大会等への参加、協力などの出席状況のみによるものではありませんが、本町のスポーツ振興に当たり、スポーツ推進委員の役割を検証しつつ、スポーツ推進委員がどうあるべきか、今後検討していきたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

それと、スポーツ推進委員の方がスポーツの指導、簡単と言っちゃあ御無礼かもしれませんが、スポーツ教室の講師を務めて謝礼をいただくと。そもそも月額で報酬をもらっておる人たちが、新たにまたお礼としてお金をいただくというのは、これは改めていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長(石垣菊蔵君)

社会教育課長。

○社会教育課長(森 崇史君)

ただいまの質問でございますけれども、スポーツ推進委員の主な職務としまして、こちらで求めているものは、年10回の会議ですね。それと教育委員会主催の大会、そういったもの、あと県、あるいは5市5町、3町で行われる研修会、ここに出席してスキルを高めていただく、そういったことを求めています。

この教室については、あくまでも協力という形で出席をお願いしております。その協力に対して謝礼をお支払いさせていただいております。よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

確かに、そういった形でこのスポーツ教室の講師としては職務に含まれていないかもしれませんが、そもそも含まれている会議への出席だとか、そういったことを欠席されておるのに報酬を支払っておる、こういった形から考えれば、謝礼も本来支払わんでいいと思うんで、トータル的に考えれば報酬だけでいいんじゃないかと僕は思うんですけど、これはぜひ改めていただきたいと思います。

次へ行ってください。

○議長(石垣菊蔵君)

総務部長。

○総務部長(高田順平君)

御質問 1 - 5 につきまして答弁させていただきます。

区長につきましては、令和元年度までは地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定にある特別職非常勤職員の公務員として任用していたため、報酬として支払いをしておりました。

しかし、地方公務員法の改正による任用要件の厳格化により、本町では令和 2 年度より、公務員であった身分上の取扱いを行政協力者としての私人に変更しました。その結果、報酬ではなく報償で支払いをしています。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長 (石垣菊蔵君)

片山議員。

○ 4 番 (片山陽市君)

ちょっと今のお話ですと令和 2 年度に変わったということなので、令和 3 年度から報償として支払っているということですか。

○議長 (石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長 (坂口増和君)

報酬ではなく報償として支払いを変えたのは、令和 2 年度からでございます。

○議長 (石垣菊蔵君)

次、お願いします。

厚生部長。

○厚生部長 (大岩幹治君)

それでは、御質問 1 - 6 につきまして答弁させていただきます。

人権擁護委員及び民生・児童委員ともに、法律により給与を支給しないものとされており、活動に対する費用弁償を報償費として、両委員とも職務に要する費用を支給しております。

報償の増額に関しましては、現在考えておりませんが、今後、他市町の状況、本町におけるその他の委員の報償額を参考に検討してまいります。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長 (石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番（片山陽市君）

検討していくというのは、増やす考えがあるということによろしいですか。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保険年金室長（山下忠仁君）

今現在、報償費で払っておりますが、今後検討はしていきたいと考えております。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

増やす方向で検討していただけますね。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保険年金室長（山下忠仁君）

増額で考えております。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

どこの地区でも一緒なんですけど、人権擁護委員だとか民生委員さんたち、お願いしに行っても断られることが非常に多く、受け手がないというような状況がありますので、ぜひ報償を上げていただいて、もうちょっと皆さん活動しやすくなるようにしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

ごみ収集の経費につきましては、名称が「保育所ごみ回収作業員報償」と「ゴミ収集謝礼」と異なっておりますが、3款民生費と10款教育費のいずれも7節報償費で予算計

上しており、特に違いはありません。

担当課の健康子育て室と学校教育課において協議を行い、7節報償費での計上と内容については統一しましたが、名称までの統一はしておりませんでした。いずれも収集作業に対する報償であり、違いはありません。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

ごみの収集というのは、業務としてやってみえる会社が町内にも幾つかあります。それをごみの回収作業員、これはそういったところにそもそも委託するべきものじゃないんでしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木和芳君)

議員の御質問に対しましてお答えします。

この業務は、もともと非常勤職員を町が雇用しまして町所有の車で、元は各学校や公民館のごみ回収をお願いしておりました。この業務は委託となりますと、先ほど言われたように専門の業者に委託という形になりますが、そうした場合に経費等考えますと、謝礼のほうが経済的であると考えまして、こういった業務をしております。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

ということは、業者に委託すると費用が余分にかかるというような言い方かなというふうに今ちょっと思いましたけれども、今やっただいていての方がお辞めになったら、今後は委託する考えでよろしいんですか。

○議長(石垣菊蔵君)

学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木和芳君)

現在の方については、そのまま謝礼という形をお願いしております。ただ、その方が

辞められた場合については、また謝礼という形でどなたかを探していきたいと考えております。以上です。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

ごみ資源化対策事業報償には、古紙・びん等回収促進事業報償と分別収集推進事業報償の2つがあります。

1つ目の古紙・びん等回収促進事業報償は、資源回収団体として環境課に登録された小学校PTAなどの団体が自主的に行う家庭から出る新聞、雑誌などの古紙や瓶などの資源回収に対し、回収した資源1キログラム当たり3円を謝礼として支払うものであります。

2つ目の分別収集推進事業報償は、ごみの資源化を推進するため、各地区で月2回実施している分別収集における立ち当番などの協力に対する謝礼として、地区の人口1人当たり80円を支払っているものであります。

どちらも、ごみの減量化や資源化を推進するために御協力いただいた謝礼として支払っているもので、業務の委託をしているものではありません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

献血につきましては、日本赤十字社が主催するボランティア事業で、病気の治療や手術など輸血を必要とされる方の尊い命を救うため、健康な人が自らの血液を無償で提供するものです。町としては、愛知県献血推進計画に基づき、国・県と共に献血への理解を深めるための普及啓発を実施するとともに、献血会場の確保などの協力を行っています。

献血推進報償につきましては、町保健センターなどで献血を実施する際に、その協力

者に水分補給をしていただくため、牛乳、ジュースなど紙パック飲料を謝礼として配布しているものです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1-10につきまして答弁させていただきます。

営農計画書は、各種交付金の基礎資料となるほか、南知多町が水稻状況を把握するため、水田の所有者や耕作者が作成するものでございます。

営農計画書作成報償は、この営農計画書の作成に当たり、各地区の生産組合長が調査対象者への書類の配付、回収及び記入方法の指導等を行った役務の対価として支出するものでございます。

また、農用地利用集積実践活動報償につきましては、農用地利用組合等の団体が管轄する農地における利用権設定のために耕作者や所有者に対し、利用意向確認や契約書の送付、終期通知等の手続を行った役務の対価として各団体へ支出するものでございます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

営農計画書、そもそもそういったものはどこかで公表されて、これに従って農業を進めておるといような、そういうようなものですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

営農計画書に記載してある数値等を反映させて状況等を把握しているものでございますので、営農計画書そのものは公表はしておりません。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

農業の方には配付されますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

こちらの数値は町のほうで把握するもので、営農計画書は水田を耕作している方、または所有者の方に配付するものとなっております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

水田、米農家にのみ配付するということでいいですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

営農計画書につきましては、水田を耕作、所有している方にのみ配付してございます。以上です。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-11につきまして答弁させていただきます。

学生サポーターにつきましては、大学生や高校生を対象とし、希望する町内の小・中学校で受け入れ、授業や学校行事の補助など、様々な教育活動をボランティアとしてサポートしていただいております。謝礼の基準は特にございませませんが、1日の活動につき500円分の図書カードをお渡ししています。

スーパーバイザーにつきましては、いじめや不登校の問題などを抱える児童・生徒に家庭訪問や教育相談を行い、学校への復帰を支援するスクールソーシャルワーカーに対して、専門的な知識を持った大学の先生が多角的な視野に立ってアドバイスや方向性の確認を行っていただくための謝礼です。

謝礼の基準は、愛知県のスクールカウンセラーの1時間当たりの報酬額を参考に、1時間当たり5,000円をお支払いしております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

学生サポーターは、近隣の高校や大学の生徒に募集をかけるわけですか。

○議長(石垣菊蔵君)

学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木和芳君)

議員の質問に対しましてお答えします。

学生サポーターにつきましては、町のホームページのほうで募集をしておりますし、また学生のほうから学校でこういったことをやりたいという相談等がございますので、それに対しましてこちらから状況を聞きまして、学校のほうに照会をかけています。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

スーパーバイザーについては、スクールソーシャルワーカーの方に指導ということでしたけれども、それはこちらからどことこの大学の先生にお願いしますというような格好でやるんですか。

○議長(石垣菊蔵君)

学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木和芳君)

議員の御質問に対しましてお答えします。

このスーパーバイザーにつきましては、日本福祉大学の先生にお願いをしておるものでございます。これはなぜかといいますと、このスクールソーシャルワーカーを立ち上げたときに、やはりスクールソーシャルワーカーへいろんなことで助言を求めたりするケースがございましたので、日本福祉大学の先生にアドバイスを受けながら行っている

状況です。以上です。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-12につきまして答弁させていただきます。

令和3年度及び令和4年度の報償費は、町民の皆さんの認知症に関する理解促進を図ることを目的とした本町主催の住民講演会などの開催に要する講師謝礼金として予算計上したものでありますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のために開催中止としたことにより、未執行となったものであります。

また、令和3年度の決算額の150万円の委託料は、社会福祉法人南知多町社会福祉協議会に認知症地域支援推進員2名を配置し、事業の一部を業務委託契約に基づき実施したものであります。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

同じページの同じところに、この報償費と委託料、同じ項目で書いてあるものですから非常に分かりにくいので、これをもうちょっと分かりやすく今後していただくと助かります。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問1-13につきまして答弁させていただきます。

地方財務における歳出予算の7節から支出される経費、いわゆる報償費には、報償金、謝礼金、賞金など役務や負担に対し償う費用が含まれております。

報償と謝礼の違いにつきましては、一般的には貢献や努力に報いるための報償金、何らかの行為に対するお礼を謝礼金と使い分けております。報いる、償うというニュアンス

スが強い場合は報償、お礼のニュアンスが強い場合は謝礼としております。

次に、委員のつくものとつかないものの違いでございます。

例えば、〇〇委員報償と表記のあるものは、実際に委員に支出する経費となります。

しかし、委員と表記がないものでも委員に支出するものもございました。

今後、混乱を来さぬよう、表記の統一性を鑑み、改善を図っていきたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

本当に非常に分かりにくくて、この報償費の中で最も分かりにくいもののうちの一つが卒業記念品、何かの償いなのかなと思うとそうじゃないような気がします。

昨日の補正予算にもありました。今後、審議していくわけですがけれども、その中の報償費で1つ、来年度の中学生へのセーラー服のスカーフも報償費、これも何か町が償わないかん問題なのかなというふうで非常に分かりにくいので、また改めてこの名目というか、項目というか、仕分の方法をもうちょっと分かりやすくしていただけると助かるんですけど、これは行政的には難しいんですかね、仕分の仕方を変えるということは。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの片山議員の要望といいますか、御質問に対してお答えをさせていただきます。

現在、どうしていこうかというような具体的な考えは持っておりませんが、今後そういった片山議員の御指摘のような内容のことを財務上許される範囲の中でもっと分かりやすい表記に変更するだとかということは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問1－14につきまして答弁をさせていただきます。

南知多町特別職報酬等審議会の開催につきましては、これまで国の特別職の報酬の改正状況を踏まえ、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を改正する場合に、町長の諮問を受け、開催しておるところでございます。

南知多町特別職報酬等審議会は委員7人をもって組織し、その委員は町内の公共的団体の代表者、そのほか、住民のうちから、審議会を開く必要がある場合に、その都度町長が任命すると規定されております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

この特別職の報酬等審議会以外の報酬の額を審議するという組織は全くないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

本町には、そのような委員がございません。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

今日のこの報酬と報償についての質問については、当初予算で取れておる、あるいは補正予算で取れておる予算を全部使い切るということは全く問題ない話なんですけれども、払わなくていいものは払わずに、残せるものは残していただきたいと。少しでもお金が残れば、町のほかのところに回せるんじゃないだろうかということで質問させていただきましたけれども、年額とか月額というのは払えるかもしれんですけど、やっぱり改めてほしいなと思います。

じゃあ、次の2番へ行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問 2-1、2-3 につきましては私、建設経済部長から、2-2 につきましては総務部長から答弁させていただきます。

まず、御質問 2-1 につきましては答弁させていただきます。

御質問にあります暫定用途地域とは、土地区画整理事業等を行うため、厳しい建築制限を定めている区域で、内海地区に 2 か所、山海地区、豊浜地区、大井地区にそれぞれ 1 か所の合計 5 か所ございます。

これら区域において、事業が立ち上がらない場合、厳しい建築制限により建物の建て替えが進まないことなどが課題となっており、愛知県では平成 28 年に「暫定用途地域解消を目指す施策ガイドライン」を策定し、令和 2 年度までに事業化等の見込みのない区域は、市街化区域のまま解消するか、市街化調整区域へ編入するかを検討し、令和 7 年度までに改善を図るものとなりました。

これを受け、本町でも 5 地区において、平成 30 年 10 月に区域ごとに説明会を開催し、翌 11 月に地権者の意向確認のためのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果、建築制限の緩和を望む声が多数となったことから、市街化区域のまま解消を目指すため、事務作業を進めてまいりました。

5 地区のうち、内海第二地区、山海地区、豊浜地区の 3 地区につきましては、市街化区域と市街化調整区域を区分したいいわゆる線引き時点から市街化区域であったため、区域内地権者 3 分の 2 以上の同意が解消条件となることから、令和元年 12 月に内海第二地区、令和 2 年 8 月に山海、豊浜地区で同意の確認を行いました。

その後、令和 3 年 3 月には、回答をいただけなかった地権者に対して、再度確認を行いました。

その結果、内海第二地区、豊浜地区につきましては、解消条件となる 3 分の 2 以上の同意を得ることができました。

一方、山海地区においては、回答をいただけなかった地権者に対して、本年 8 月、9 月に改めて確認した結果、解消条件の同意数に達しました。

これまでの経過等につきましては、その都度、都市計画審議会へ報告してまいりました。

今後、この 3 地区につきましては計画の素案作成及び地元説明会を開催し、愛知県と

の協議を経て、令和5年度中に都市計画審議会へ諮り、用途変更の都市計画決定を行いたいと考えております。

なお、残る2地区のうち、線引き時点から市街化区域であったものの現況が山林となっている大井地区につきましては、令和5年度以降に再度地元説明会を開催し、今後の方針について検討を行う予定でございます。

また、内海駅北地区においては、線引き後に市街化区域に編入し、暫定用途地域とした区域であります。既に市街化が進んでいるため、現状に併せ、引き続き市街化区域としていきたいと考えております。

そのため、解消条件として地区計画等を作成する必要がありますので、再度地元説明会を行い、令和6年度中の解消に向け作業を進めてまいります。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

この暫定用途地域解消の特別の待遇というか、これは県のほうから示されましたけれども、それからもう既に6年、7年たっています。もうあと期限が10年と切られていますから、残り少ない年月の中で間違いなくやっていただくようお願いいたします。

2番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

令和元年6月議会で答弁させていただきました、平成30年度に納税通知書が納税義務者に届かないため公示送達の手続を取った53件のうち、相続財産管理人が選任された、あるいは相続財産管理人が選任された後に所有者が変更されたなどの理由により、5件は新たな納税義務者に課税し、問題の解消に至っております。

しかし、令和4年度現在、相続放棄による相続人不存在などの理由により、公示送達とした件数は72件となっております。

したがって、件数の増減につきましては、平成30年度の53件から5件減少したものの、24件の増加となっております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

この問題、これからもどんどん増えていくと思います。ちなみに、5 件解消できた。これは多いのか少ないのかはちょっと分かんないですけども、全てにおいてやっぱり早め早めに手を打たないと、そもそも死亡届等々が出てくれば、固定資産税を払わなきゃいけない義務者を決めていかなきゃいけないと思うんですけど、今後そういったことも手落ちのないように一件でも少なく、山林や何かで相続されて、町外の人が持っている場合だとそもそも死亡届が町に出ないんで分かりかねると思いますけれども、何とかほかの市町と連携してでも判明するようにお願いをいたします。

最後へ行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問 2 - 3 につきまして答弁させていただきます。

本年 6 月議会でも答弁いたしました。吹越発展会が環境美化のために利用する目的で設置した水道施設にシャワー施設を追加したことは、その目的に沿うものでないため撤去するよう指示いたしました。その際、その利用目的について改めて確認を行い、目的に沿った利用を強く指導しております。

その後の確認につきましては、不定期ではありますが巡回を行い、その際、シャワー施設は確認されておりました。

直近におきまして、再度現場確認を行ったところ、シャワー施設が設置されておりましたので、強く撤去の指示を行ったところでございます。また、その後、現場においてこの撤去を確認しております。

今後につきましては、適切な利用がなされるよう、根本的な利用形態の在り方を観光協会も交え、再度、吹越発展会と協議、検討してまいります。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

そもそも、一度撤去したものをまた元に戻したということは、町の指導に従わなかったという解釈でよろしいですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

私どももそのような解釈しております。ただ、今後こういったことがないような形で強く指導、あるいは先ほど部長のほうから答弁がございました、新しい形で内海の海岸の利用について、観光協会を交えてしっかり解決をしてみたいと思っております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

町の指導、これは命令とは違うのかもしれないですけども、指導に従わない場合、繰り返し繰り返し、やっぱり指導していかなきゃいけないんでしょうけれども、それでも指導に従わない場合、今回のように繰り返し繰り返しということをやってみますと、町としての立場、これは何か別の方法でどこかに相談をかけるだとか、そういったことはできないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの質問にお答えします。

シャワー施設、これは占有を受けている物件としてではないものですから、条例に抵触するものでございます。おっしゃるとおりでございますが、口頭による撤去を指示しておりますけれども、現状では口頭による指示に従っていただいている、指示を出すたびには従っていただいているということで、それ以上強い命令とか、そういったものは出してない現状でございますが、今後必要があれば、法の精査を行いまして対応してみたいと考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

指導に従っていただいておりますという感覚が僕にはちょっとよく分かんないんですけど、6月に撤去したものをハイシーズンである夏の間ずっと使い続けた。これについて、夏の間の指導は何でしてくれなかったんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

夏の間になぜ指導できなかったかということでございますけれども、先ほど部長のほうからも答弁させていただいておりますが、不定期な巡回であったことで、シャワー施設の利用が確認できなかったというところが理由でございます。よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

私も夏の間に何回も海岸を通って確認をしておりましたけれども、一体いつ指導してくれるんだろうかなあという感覚でございました。しかしながら、夏の間はもうずっと使い続けておる。そもそも、この水道施設が環境美化のために引いたということですけど、環境美化とはどのように考えていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

環境美化のために引いたという目的でございますと、当初想定しておりましたのは、吹越区の西のほうの海岸は漂着ごみ等、かなり汚れている状況、観光客のごみも大変多くて、ごみの処理に苦慮していたという状況でございました。その中で、地域の皆様によって環境美化の推進の提案がございました。そういうことに関しまして、水道施設を許可するというに至ったということでございます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

ごみを片づけるのに水道って必要ですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

はい。分別をした際に砂を落としたりですとか、そういった形で使用するものだというふうに解釈しておりました。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

その仕事は、そもそも吹越発展会の仕事ですか。町がやるべきじゃないんですか。町がやるべきであれば、町が水道を引いてありますよね。だから、新たに引く必要はなかったと思うんです。ですけど、吹越発展会が水道を申し込んで、環境美化のためというふうで町のほうでやったわけですけども、環境美化のために引いた水道ってほかにありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

議員のおっしゃられるとおり、根本的には町にごみを片づけるというところがあると思いますが、観光協会にも委託しており、清掃等には努めておりますが、それ以上に出てくる部分がございますので、吹越発展会のほうにこのごみ処理を委託しているところがございます。委託というか、お願いして、そういった活動をしていただいているところでございます。

環境美化のために設置したという水道は、ほかのところでは確認はできておりません。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

ごみの集積所や何かは、水道を引いておるところはたくさんありますよね。これは環境美化が目的だと思います。これは確認できていないどころか、誰が考えてもすぐ分かるところです。ところが、この吹越の場合は、とにかくこの問題にしてからも、いつまでたっても一向に何の変化もない。今後、これが続くようでしたら、何か別の方法を考えなきゃいけないと思うんですけど、何か別の方法って考えられませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

別の方法と言われますが、先ほど答弁したように根本的な利用形態の在り方を考えながら、再度観光協会も交え、吹越発展会と協議、検討していくというところでございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

利用方法について検討していただくのはいいんですけど、そもそも指導に従わない人に対しての命令だとかそういった考えはないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

指導に従わない、結果的にはそうなっておりますが、町のほうで強く指示をしたところ、その際には取っていただいておりますので、現在従っているというような解釈となっております。

ただ、議員のおっしゃられることも確かなところでございますので、今後につきましては根本的な利用の形態の在り方、占用等も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

今日の質問ですけど、2番について、暫定用途地域については進捗状況は伺いました。努力されているというのも分かります。それから、所有者不明の土地問題についても解消に向けて努力されておるといのは分かります。けれども、3番の質問についてはあまり努力が感じられないので、この3番についてだけは徹底的にやってください、今後

も。

以上で質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 10時28分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、10番、吉原一治議員。

○10番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読により質問をいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種についてでございます。

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」によると、子宮頸がんは国内で2018年では1万978人がかかり、2020年では2,887人が亡くなっています。また、WHO（世界保健機構）は子宮頸がん予防ワクチンを重要な予防手段として推奨しています。

私は、2010年（平成22年）6月議会で同じく子宮頸がんの予防接種について質問した際のワクチン補助については、その時点ではありませんでした。その後、2013年4月、小学6年生から高校1年生の女子が無料で接種を受けられるような定期接種となりました。

しかし、接種後の体の痛みなどの報告が相次いだため、国は同年6月、定期接種の位置づけのまま、個別に接種を呼びかける積極的な勧奨を控えるよう自治体に求めました。

令和3年11月に厚生労働省は、子宮頸がんの原因となるHPV感染を防ぐワクチンについて、8年以上中止していた積極的な勧奨を今年の4月に再開するよう自治体に通知をしています。

再開の経緯は、8年半の間にワクチンの安全性と有効性に関する治験を整理し直し、国民の理解を得るための広報を進めたと説明があったということですが、積極的な勧奨の再開について、以下の質問をします。

1. 積極的勧奨再開に当たり、本町の対象者及びその保護者に対する予診票の個別送付の状況はどうか。

2. ワクチン接種の接種対象者に対して接種を検討、判断するために必要な情報提供と接種後の体調変化を感じた際の適切な相談支援体制や医療体制はどのように連携を図っているか。

3. 子宮がんについては、ワクチン接種による予防だけではなく、定期検診が非常に大切である。子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨を機に、定期検診の普及啓発の推進はどのように考えているか。

4. 子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の再開に際し、接種について検討、判断できるような情報に接する機会を確保することが必要と考える。小学校、中学校ではどのような情報提供を考えているか。

再質問は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

本町では、本年4月、定期接種の標準的な接種時期である中学1年生から高校1年生相当の女子を持つ保護者全員の253人に対して、積極的勧奨を再開するお知らせの個別通知を送付いたしました。

なお、これに併せて積極的勧奨の差し控えにより、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子のうち、接種機会を逃した358人に対しても、3年間は時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えても全額公費負担で接種を行う、いわゆるキャッチアップ接種をお知らせする個別通知を送付しております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

通告書の中で私なりに調べ、日本では大体1年間に1万1,000人の人が子宮頸がんにかかり、2,900人ぐらいの人が亡くなっているという数字を紹介させていただきました。子宮頸がんは自分の身近なところで発生する可能性のある病気です。しかも命に関わる病気だと思います。まず、この病気がどういうものか、症状や治療方法などについて、少し説明をお願いします。その上で、子宮頸がんの患者数の推移や年齢構成はどうか教えてもらえませんか。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

それでは、吉原議員の質問に答弁させていただきます。

子宮頸がんにつきましては、主に感染により子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんでありまして、若い世代の女性のがんの中では多くを占めるがんとなっております。感染初期の段階では自覚症状がなく、がんの進行に伴い、出血などが見られるようになります。治療方法につきましては、手術や放射線治療、薬物療法などがございます。

なお、子宮頸がんは早期に発見し、治療を受ければ、多くの場合治療できるとされております。

子宮頸がんの患者数の推移については、町内の統計はございませんが、国立がん研究センターの統計によりますと、全国では2019年から過去5年間では1万759人から1万1,283人と1万人台で推移しており、年齢構成としては、以前は高齢になるほど罹患率が高くなっておりましたが、近年では40代がピークとなっており、20代から30代でかかる方も増え、若い世代にピークが変化してきております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

子宮頸がんワクチンについては、勧奨を差し控えておる期間の前後で実際に接種した

人の人数、割合はどのくらいあったのでしょうか。また、積極的な勧奨をやめることで接種率にはどれほどの影響を与えられているとお考えでしょうか。お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

差し控え以前の平成23年度では、対象者367人中、334人、91%の方が接種しましたが、積極的勧奨中止後は接種者がほぼゼロとなり、勧奨中止が接種率減少の大きな要因となっております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

3年間のキャッチアップの期間があるということですが、従来の対象年齢の高校1年生を大きく過ぎている人がいると思いますが、そういう人はワクチンの効果から考えて接種を急いだほうがいいのではないのでしょうか。また、この勧奨を控えた期間中、自費でワクチンを接種した人にはかかった費用の還付などの措置はあるのか。また、そのための手続はどうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

子宮頸がんの感染の特性を考えますと、ワクチンを接種される場合は早めに接種したほうがよいとされております。費用につきましては、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から17年4月1日生まれの女子で定期接種の対象年齢を過ぎて自費で受けられた方には費用の助成をしております。

なお、申請につきましては保健センターで行っております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ワクチンの副反応などを巡って国の方針が変わったという経緯に、まだ疑問や不安を持っている人が多いと思います。そういう人が相談できるような身近な窓口はあるのでしょうか。例えば、役場の保健センターなど、そういう相談の窓口は設定されているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

ワクチンに関するお問合せにつきましては、保健センターのほうにお問合せいただければ相談対応をしております。また、より専門的なことに関しましては、愛知県の相談窓口でありますとか、医療機関のほうにお問合せいただければと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

予防接種と併せて定期検診が重要なわけですが、どれくらいの頻度で受診をすることが勧められていますか。また、検診費用についてはどうなっていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

ただいまの吉原議員の御質問ですが、一般質問の1－2の答弁のほうをまだしていませんので、先にそちらの答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

まず、接種を検討、判断するために必要な情報提供につきましては、厚生労働省のパンフレットを同封した個別通知のほか、町広報、町ホームページにより、積極的勧奨再開により、改めて検討、判断していただくよう働きかけをしております。また、接種後の体調変化を感じた際の相談支援体制や医療体制につきましては、パンフレットにて相談先一覧を紹介するとともに、定例で毎月開催されている地区医師会の会議の場におい

て情報交換や意見交換を行い、よりよい医療体制が整備できるよう積極的に連携を図っております。

なお、先ほど吉原議員が言われました予防接種と併せてという御質問ですが、それにつきましては次の1－3の答弁をお聞きになって、関連がありますので、その後、御質問いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

子宮頸がん検診につきましては、ほかのがん検診と同様に町の会場で実施する集団検診と個別医療機関にて実施する個別検診により受診を推進しております。子宮頸がん検診は女性特有の検診であり、安心して受診していただけるよう、乳がん検診とセットで受診できる婦人科セットのコースを設けたり、女性限定の受診日を設けたりするなどの取組を行っております。また、今までも行っておりましたが、今後も二十歳のつどいにおいてチラシを配布することにより、子宮頸がん無料クーポンが利用できることの周知を図り、受診率向上に努めてまいります。

加えて、4月に送付した積極的勧奨再開の個別通知に同封したパンフレットにおいても、子宮頸がん検診を受診することが重要であることを説明しております。

今後も引き続き町広報、町ホームページを中心とした各種広報媒体の活用を図り、子宮頸がんワクチン接種によるがんの発症予防効果と子宮頸がん検診の受診率向上により、早期発見・早期治療が促進されていくよう努めてまいります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

どうもすみませんでした。それでは、再質問をさせていただきます。

予防接種と併せて定期検診が重要なわけですが、どれくらいの頻度で受診することが勧められていますか。また、検診費用についてはどのようになっていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

子宮頸がんの検診につきましては、2年に1回は受診することが望ましいとされてお

ります。また、検診の自己負担金につきましては、集団検診が1,300円、個別検診につきましては病院が2つ行っており、それぞれ900円と1,000円となっております。

なお、20歳の女性に関しては、先ほどの答弁にもございましたが、その年度だけは無料で受診ができますので受けていただければと思っております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

1－4をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンなどが含まれるA類定期接種につきましては、対象者は接種を受けるよう努めなければならないと予防接種法に規定されておりますが、これは接種を強要するものではないため、小学校、中学校の場において情報提供する場合、個人の意思で接種を決定するという面において非常にデリケートな問題となっております。

したがって、情報提供については御質問1－3において答弁したとおり、今後も町広報、ホームページ、個別通知を中心として行い、小学校、中学校での情報提供は考えておりません。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

このお年頃の女子にとって、学校の教師が一番相談しやすい存在だと思いますが、生徒からの疑問や相談に対して、学校現場では答えられる体制となっているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校では、日頃から気楽に何でも相談できる体制づくりに努めております。特に、健康や病気に関することについては、養護教諭の先生を中心に、保健室にいつでも誰でも入りやすい環境づくりや健康に関する情報発信、子どもたちが自分の健康に関心を持ち、自ら健康管理ができるように指導しております。

ワクチン接種の勧奨については答弁のとおりでございますが、がん予防については、中学2年生の保健の授業の中で、生活習慣を整え、ワクチン接種などによって感染リスクを減らすことである程度がんの予防が可能であることを学ぶ機会があります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

いろいろとありがとうございます。

最後に、町長に対して1つお聞きしたいと思います。

私が平成22年6月議会の一般質問で、子宮頸がんワクチン予防接種無料化を取り上げさせていただきました。その当時、厚生部長でありました現議長の石垣議員にも御尽力をいただきました。

そして、その3年後にこのワクチンが定期接種となり、小学6年生から高校1年生の女子は無料で接種が受けられるようになりました。

私が質問した当時、石黒町長は町議会議員として、この質疑答弁を聞いたと思いますが、その後、町長選において、町長のマニフェストにはワクチン接種の無料化が上げられました。そして、町長就任から2年余りたって、子宮頸がんワクチンの無料化が一旦実現されましたが、すぐに勧奨が中止となり、無料化の措置は中断されました。

そこで町長にお聞きします。

一町議として、その質問はどういう気持ちで聞き、町長就任後にはどういう考えで対応したか。その後、政府が予防接種の勧奨を中止したことをどう思っているか。諸外国に比べて、日本の接種率が極めて低いまま今日に至っていると感じております。マニフェストの一つでもあったこのワクチン接種について、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

吉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成22年の6月町議会で吉原議員がこの質問をされた当時、私はこの病気を詳しくは知りませんでしたが、ワクチン接種である程度の予防ができる病気であるということは聞いておりました。

その年、町長選に挑戦するに当たりまして、ワクチンの副反応の是非につきまして意見の分かれているところではありましたが、救える命の重さを思い、また身近な人からも要望は受けておりましたので、ワクチンの無料化は必要であると考え、マニフェストの一つに子宮頸がんワクチン無料化を挙げました。

町長就任翌年度の平成23年度から全額公費負担、平成25年4月からは定期接種となり、無料化は実現されましたが、その直後の6月には、政府は子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を改め、定期接種から除外をいたしました。その結果、今日まで諸外国の接種率に比べ、日本はワクチン接種が進みませんでした。それにつきましては、ワクチン接種を受けられる方の不安を取り除き、理解を深めるために長い年月を費やしたこと、要したこと、これにつきましては残念に思います。

改めて、ワクチン接種を進めるかじが切られた、また始まったということですが、それぞれの状況に応じた適切な判断をしていただけるように、町民の皆様方にさせていただけるように、安全性や有効性の客観的で確かなデータを皆様に提供するよう努めてまいります。

キャッチアップ対象者の皆さん方を含め、対象となられた方が改めてこの機会を活用できるよう、疑問や不安に寄り添って、しっかり丁寧に対応してまいります。

最後に、予防接種や健康診断など予防医療を充実し、生涯を通じて取り組む健康づくりを進めてまいりますので、町民の皆様も健康に向かい、共に歩んでいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございました。

病気とワクチンの正しい理解と判断の上、予防接種が進められるよう、町としてもワ

ワクチンの有効性と安全性について、正しい判断材料を提供して、理解を深められるよう努力してほしいと思います。

このワクチンの無料接種の実現は、私にとって12年越しの案件です。町長にとっても、12年前に最初のマニフェストで掲げた政策の一つです。

ようやく国を挙げてワクチン接種が無料で推進されることとなった今、欧米諸国に比べて著しく遅れてしまった子宮頸がんワクチンの接種を対象者の理解の上で円滑、速やかに進めることは、これをマニフェストと掲げた者の責務でもあると思います。

町長のマニフェストに掲げた政策は、どれも町民の暮らしと命を結びつけています。町長が言われた努力がしっかり充実されることを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いいたします。

〔 休憩 11時07分 〕

〔 再開 11時15分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、4つの質問を用意しておりますが、朗読を兼ねながら質問していきたいと思っております。

最初に、南知多町が反社会的団体の旧統一教会との関係を絶つためということで質問させていただきます。

今年7月8日、安倍元首相の殺害事件から、反社会的カルト団体、旧統一教会、今は世界平和統一家庭連合と称しておりますが、この国会、地方の自民党議員などや政府官僚、地方自治体とのずぶずぶの関係が明らかになってきております。毎日新聞は、10月に実施した全国世論調査で、旧統一協会の解散命令を裁判所に請求すべきだとの回答が

82%にも上っております。

旧統一教会は、靈感商法や多額の献金強要で民事事件や刑事事件も起きている団体であります。信仰を利用して、家庭を壊し、犯罪行為をするような反社会的団体と関係を持つことは、町民からも疑念を受けるものです。

旧統一教会の反社会性が明らかになるにつれ、国政だけでなく、地方政治と旧統一教会との関わりも検証しなければなりません。

私は、まず開示請求により、石黒町長は2021年7月19日に旧統一教会系団体ピースロード愛知実行委員会からの訪問依頼を受け、8月8日の行事に賛同し、表敬訪問に応じたことを確認しております。当日は、中川副町長と石垣議長が対応したとの説明も受けました。

ピースロード行事は、ホームページによれば、文鮮明教祖と韓鶴子総裁が設立したUPF（天宙平和連合）と共催し、文鮮明教祖の信念を体現したものとしています。南知多町が文鮮明の旧統一教会の広告塔に利用され、信者の被害と旧統一教会の多くの加害に協力したと言われても仕方ありません。

さらに8月23日に町長、副町長へ申入れを提出し、この旧統一教会系行事ピースロードの承諾について、8月30日付で石黒町長及び中川副町長から回答をいただいておりますので、これについて質問いたします。

1. 町長は、旧統一教会と関連があることは承知していたが、地元からの要請もあり承知したと答えている。実質的に広告塔になり、反社会的団体を助長させ、人権侵害と違法行為を放置し、被害者を増やし、加害行為を助長させた事実を町長は今どう考えているか。

2. 町長は、私の公開質問に、今後予断を許さない状況においては、慎重さを前提に総合的な判断の下で対応してまいりたいと考えていると答えた。地方自治体は、旧統一教会と今後一切関わるべきでないとする。町長は、旧統一教会に対しての現在の総合的な判断はどのように考えているか。

3. 副町長は、その時点では主催者団体が旧統一教会団体であるとは認識していなかったと答えていたが、実質的には広告塔になってしまっている。このことを今どのように考えているか。

4. 当日、激励をした副町長は、今後はまずどのような団体であるのかをしっかりと確認し、対応しますと回答した。地方自治体は、家庭を破壊し、日本からお金を収奪する

旧統一教会系団体とは一切関わるべきでないと考える。副町長はどう考えるか。

2 番目の質問でございます。

安心して利用しやすい介護保険事業にするためにということで質問いたします。

令和 5 年度は、介護保険事業の第 8 期の最後の年であります。同時に第 9 期の 3 年間の計画づくりの年ともなります。国の介護事業の改悪から町民を守り、安心して利用しやすい介護保険事業に向けて、自治体キャラバン資料から質問いたします。

1. 第 8 期介護保険料の基金の積み上げが2021年度に 2 億990万円を超えております。既に2020年度時の最後の第 7 期に第 8 期保険料を計画した時の準備基金 1 億9,563万円を超える水準となっています。第 8 期計画時に残した7,533万円の準備基金を使えば、約320円安くでき、今5,000円でありますけれど、4,680円に第 5 段階は保険料をすることができました。第 5 段階保険料を5,000円にしたことは反省すべきであったとは思わないですか。

2. 保険料は、その 3 年間で全て処理することが原則であり、どうしても基金で余ってしまった場合は、次期の第 9 期計画に投入し、できるだけ保険料の引下げを考慮するのが国・県の指導方針であります。

2024年度から始まる第 9 期保険料を計画するときには、各個別保険計画の策定をできる限り正確に予想すると同時に、2023年度も恐らく積み上がるであろう介護保険準備基金を半田市のようにほぼ100%取り崩し、第 9 期計画にすべきと考えますが、どうでしょうか。

3. 自治体キャラバン資料のアンケートによれば、介護認定者の障害者控除認定は、南知多町の昨年度認定者は自動認定となり、少しずつ前進してきております。しかし、2021年度武豊町の介護 1 認定者は1,012人に対して、障害者控除の認定書の発行者は1,503人、阿久比町の介護認定の介護 1 の認定者は731人に対して認定書発行者は872人の自動認定発行となっております。本年度、美浜町も自動認定発行となり、昨年224人から408人と 2 倍近く増えております。

南知多町は、779人の介護 1 認定者がおりますのに、認定書発行は2019年106人、2020年92人、2021年100人と変わっておりません。要窓口申請の立場を変えていないことが原因です。介護担当者は、基本的な高齢者自立度評価（A 1）、認知症自立度評価（Ⅱ a）等の資料を持っているはずであるから、美浜町のように介護認定者に寄り添った自動認定に変えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、ジェンダー平等の社会に向けての配慮を。

南知多町の総合計画でも、多様性を認め、共に支え合うコミュニティーを目指して、毎年管理指標でチェックしております。ジェンダー平等の社会に向けて、今後の具体的な南知多町の姿勢を問います。

1. 2015年に東京都渋谷区、世田谷区から始まったパートナーシップ制度を11月から東京都も導入しました。既に都道府県では、群馬、佐賀、茨城、大阪、三重が証明書を発行しております。そして、住宅入所でも配慮しております。2022年9月1日現在、216の自治体で始まっております。愛知でも、岡崎、西尾、豊明、豊橋、豊田、蒲郡、高浜、新城、田原、一宮等で導入がされております。最近聞いたところでは、半田市もパートナーシップファミリー制度を導入しようとしているそうであります。性的少数者等の権利擁護をすべきと考えますけど、それはいかがでしょうか。

2. トランスジェンダーの方や膀胱がんや前立腺障害者で尿漏れパッドを利用している方も増えてきております。男性用トイレにも使用済みの生理用品や尿漏れパッドを廃棄できるサニタリーボックスの設置を武豊町や東海市のように本町も必要と思うが、いかがでしょうか。既に、半田や東浦でも役場内には設置してあるそうであります。

最後、4番目でございます。

会計年度任用職員の安定雇用をということで質問させていただきます。

会計年度任用職員の任期は、原則は1年です。任期更新の機会是最長2年までであり、町は任期を開始した年度を含む連続3か年が任期期間の上限と説明しております。つまり3年間働くと雇い止めになります。令和4年度がその年になっております。町の来年度の会計年度任用職員の雇用の在り方について質問いたします。

1. 業務遂行の安定や雇用の安定を保障するためには、解雇を前提ではなく、これまでの会計年度任用職員の希望を聞き、既に適正や能力の実証がされている方には、できるだけ継続雇用の配慮をすることを町の人事行政の基本方針にすることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上での質問は終わりますが、個別の質問については、また自席で行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

内田議員の質問に答弁をいたします。

行事の内容が平和を訴えること、そしてボランティアによる地域清掃活動であり、地元から、ねぎらいの言葉をかけてほしいという話がございます、表敬訪問を受け入れました。

そのことが議員が言われる、私が広告塔になり、反社会的団体を助長させ、そして私が入権侵害と違法行為を放置し、私が被害者を増やし、私が加害行為を助長させたと、そういうふうに私は思っておりません。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

今、私が質問したことについては、今の現在の状況が、中日新聞12月5日ですか、都道府県議の旧統一教会との関わりが自民党は約8割、ずぶずぶの関係になっていると。それから、市長だとか自治体の長も関わってきていると。そういう点で厳しく、これは反省の形が問われております。既に、この問題については、実際にその統一教会のいわゆるピースロードや、そのような団体があるわけですが、それに協力をしたということに対しては、これは紛れもない事実であります。なので、結果的に、もちろん石黒町長がそのような形で協力するという意思があったわけでは多分ないと思います。しかし、結果的にはそのような状態になっているということについては、お認めになりますか。

○議長(石垣菊蔵君)

町長。

○町長(石黒和彦君)

次の質問と関連はございませんか。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

私は今、町長の認識を問うているんです。これは認識が一番大事なんです。これからどうしますというようなことは誰でも言えるんですね。そうじゃなくて、このことを

今の現状を見ながら、どういうふうな認識を町長は持っているか。また、現職の責任者である方々は持ってみえるかと。このことを問うことが今一番大事なことであります。自民党はちっとも反省しませんよね。自分で1人で反省しろと。党としてやらないという。

そうじゃなくて、やはり町長として、やはりそれは受けちゃったわけですから、これ。だから、その点については、今の現状を見てどう考えますかということをお私には言っているんです。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

ですから、次の2番目の問いに答えることにもなりますけれども、今、私が予断を持って、元統一教会ですが、それについての言葉を発することはできません。そして、私が受けたピースロードの行事に対しましても、今、予断を持って、全ての統一教会に関係したものは全て悪いんだということを予断を持っては考えておりませんので、そういう答えとさせていただきます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、なぜもう少し、このピースロードの2021愛知知多半島エリア事業計画というのが出されておりました。ここには、実行委員会の顧問には工藤彰三衆議院議員が、実行委員になっております。ホームページだとか、工藤彰三のやっている、いわゆる関わりについては調べましたか、町長は。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私がピースロードの行事をお受けさせていただいた原因は、事を見てお受けしたんですね。それと地元の方から、一生懸命やっておるから応援してやってくれと。それ以上であって、それ以下ではございません。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員、名前をしっかりと発言してください。

内田議員。

○6番（内田 保君）

実は、やはり慎重さをそこは、私は欠いていたと思います。もちろん、当然地元の方から要請があったもんだから、これは平和の行事でもあるし仕方ないなというふうに思われたことは、それはやむを得ない部分もあったかなと私も思います。しかし、現在これだけ被害者の方、宗教2世の方も含めて、声を発して何とかしてほしいと。そして、国会でも今、積極的にその法案をつくろうと自民党も努力している、そういう状況であります。なので、やはりこの南知多町長としても、やっぱりその責任はしっかりと感じていただきたいなと思います。

鈴木エイト氏がこういう本を出しております。その本の中の具体的な事実の問題について書かれております。工藤彰三氏の言葉でございます。

衆議院議員、名古屋の工藤彰三でございます。このようなすばらしい大会にお招きいただきお礼申し上げます。60周年、そして様々な場面でこのように挨拶させていただいております。光栄の極みでございます。3年間、世界平和統一家庭連合、この家庭という文言が入るセレモニーで間違えてしまいましたけど、真のお父様を真の親方様と行ってしまいました。今日は皆様と共に韓鶴子総裁、真のお母様と共にお祝いの場を設けることができ本当にうれしく思います。

これは、さいたまアリーナで2018年の7月1日に2万人の何か集会があったそうです。そのときに、もう既に彼は挨拶しているんですね。そこで、韓鶴子は何を言っているか。主催講演では、もう日本は許すことはできない民族だと。しかし、天の摂理において、真の父母様は日本を許すんだと。それはお金を出せと。こういうことを言っているわけですよ。このような団体ですよ。

だから、今の現状、そのときは町長は知らなかったかもしれない。しかし、今多くの新聞や雑誌等でこの統一教会の犯罪性、反社会性、反日性、これについては明らかになっております。それについての認識を再度問います。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私は先ほどから、予断を持って判断しないと言っておるだけでございます。もうそれが全てです。いいですか。解散命令が出た団体ではありません。事を見て、私はこれをお受けしました。ですから、その組織が犯罪を起こして、それが確証になる、証明される、罪に問われる、その過程でもって予断は、私はしないと言っておるだけです。

言うておることが間違っておるとか、やっておることがめちゃくちゃだとか、いろんな記事も議論も国会でもされています。まだまだ、本当に弁護士の反対しておる団体からいえば甘いんじゃないとか、今真っ最中じゃないですか、議論が。その中で、この団体に関わっている人の全てが悪い、犯罪者だと思つての予断は私はしないと言っておるだけでございます。事を見てやっておることが正しければ、それを応援するとかいうことに関しては、この段階です。総合的に判断して、慎重にならざるを得んでしょ。うね。ですけど、この行事をお受けするときに、そこまで調べていなかったということに関して、あなたが言うような応援をしておるとか、助長しておるとか、そんなことにつながっていくと私は思っておりません。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

非常に残念ですね。多くの市長は、やはり統一教会との関係は絶つということを既にいろんな富山の市議会だとかそういうところでは出してあります。やはり、もう既に裁判事例もたくさん出されておまして、この反社会的な関係、反日カルト、こういうふうな状況については、既に証明されているんじゃないでしょうか。あえて、またこれをちょっといいところがあれば関係をつなぎますよというようなことをもしそういう表明をするならば、誠に残念であります。

次へ行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

反論どうぞ。どうぞ答弁。

○町長（石黒和彦君）

もう一回言ってもらえませんか。もう一度、今言ったことを言っただけませんか。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今、認識を問うことが一番私は大事だと思うんですよ。どういう統一教会との関係を町長は、南知多町の町長として関係を持つかと。それは、これまでの反省を踏まえて、確かに地元の方が来たから、だから仕方がなかったんだという言い方もできます、確かに。だけど、やはり統一教会そのものの本質が今どういうものであるかということは、社会的にもテレビもマスコミなんかでも明らかになっております。

だから、そのことを踏まえて町長は判断しなきゃならないんじゃないですかと言って、いるんです。だから、そういう点では、その判断がなされないもんだから、だから私は残念だと言っているんです。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私は、今そういうふうな形で旧統一教会ですね、その信者の方も含めまして全てを犯罪者扱いをしないという意味で言うだけのことですよ。事を見て、これは例えばですね、そのときにごみ拾いをして自転車で回っていくんだよとか、平和を訴えるとか、その根本が北朝鮮どうのこうのとかということも、そのときに知ってはいませんでした。が、知ったとして、今そういう状態の統一教会が団体であるということがいっぱい証明されているじゃないかとあなたはおっしゃっておみえになりますわね。

ですけど、統一教会に関連した、名前は変わっていますがね、そこが例えばオウム真理教とかみたいに解散命令が出て、明らかに犯罪が実証されて、全てのことによですよ。そこに全ての信者が人間として犯罪者に近いんだと、信者そのものですよ。そういうふうには思わないと私は言うだけですよ。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

そこは私も一致しますよ。だから、信者そのものについては、全てが悪いと私も言っていない。しかし、統一教会というそういう組織そのものは問題だと言っているんで

すよ。統一教会の信者の方々がもう既に訴えているわけですよ。この組織の韓鶴子は、文鮮明は私たちの家庭を破壊し、山上なんかは安倍を殺したわけでしょう。それだけの要するに組織になっているわけですよ。

だから、信者が悪いと私は言っているわけじゃないです。統一教会という組織が、その在り方そのものが、もう既に日本から金を巻き上げて、そして朝鮮に持ってきて、それを世界中にばらまいて、最後は朝鮮の国にするんだと言っているんじゃないですか、これ。こんな組織を認めるんですか、町長さんは。まあ、いいです。2つ目に行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

町長。

○町長（石黒和彦君）

先ほどの質問と関連してきますが、現在の状況下、いいですか、現在の状況下でまさしく予断を持って判断しちゃいかんと。そういう状況ではないでしょうか。ですから、総合的に全てのことを考えながら、慎重に対応する必要があるというふうに先ほどから申しております。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ということは、一切これから石黒町長としては、今の現時点では絶つと、統一教会との関係は、南知多町長は絶つとは言えないわけですね。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

具体的に、絶つということはどういうことかお示してください。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

要するに、統一教会系の行事に参加したり、祝電を打ったり、そしてそのいろんな様々な関係を持つということは全てやらないということです。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私は、町民の方で統一教会にまだ入っておみえになられる方もお見えになるかもしれませんが、そういう方とただ今予断を持って判断して、あんたとは付き合えないよと、それは言わないということです。それだけのことです。

ですから、今証明されたこと、犯罪、それに対して90%以上ですが、ひどい状態だということは分かっていますよ、もちろん。ただ、今そういう団体が来たときに総合的に慎重に判断して付き合うなんていうことはありますか。そういう意味で、私は言い切っていないだけのことです。統一教会にお入りになられても、しっかりした社会生活をされたり、それから地域のボランティアをやったり、きちんと普通にお過ごしになっている方もお見えになられますので、はっきり解散命令とか、宗教として団体として会っちゃいかん団体だと結論が出るまでは、個人まで抹消するような、そんな付き合い方はしないとっておるだけです。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私は、個人として付き合うなということは一切言っておりません。組織として、いろいろな行事に祝電を打つだとか、そしてこのような今回のピースロードに参加するようなことに対して、町が認めるだとか応援するだとか、そういうことをしてはいけないということを、それを言っているわけです。当然、統一教会に入っている、創価学会に入っている、様々な要するに宗教に入っている方に対して差別的な扱いはしませんよ、そんなことは。だから一応、統一教会という組織としての関係は、南知多町長は、それは絶ちますねということを私はお聞きしているんです。そこはいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私がそういうことを言うと、そういうふうな信者まで否定されてしまうようなニュアンスで捉えられる場合もありますので、総合的に判断して、慎重に対応していきますと。そして、地元の人でもまた同じような行事があったとしても、今のこのような環境の中で、常識を持って、来るとは思えませんし、そういう普通の人間関係の中で常識と良識を持って対応していくと先ほどから申し上げております。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

もう既に、常識と良識は国会の中でも明らかになっておりますし、南知多町長として 90% 近くはそのような意識はあるということはおっしゃられましたので、もちろん今後の国会状況、宗教法人法を外すだとか、恐らくそういう議論になっていくでしょう。そういう点では、もちろんはっきりしてきます。

じゃあ、宗教法人法が外されれば扱わないんですか。関係を絶ちますか、絶対に。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

南知多町を預かる者として、そういう判断が公にされた場合、付き合う余地はないと思っています。

○議長（石垣菊蔵君）

次をお願いします。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、御質問 1 - 3 につきまして答弁させていただきます。

先ほどの町長の答弁と同様となりますが、今回行事の内容で判断いたし、表敬訪問を受け入れたものでございまして、私も広告塔になったとは考えておりません。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

確かに、副町長の場合は、本当は町長が出なきゃいけないのに頼まれて、そして出たんだと、議長と一緒にね。だから、やむを得ない部分が多分あったと思います。ただ、そのときにやはり出て、それなりの言葉をかけたと思います。どのような言葉をかけましたか、当日。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

去年のことですが、はっきり記憶はしておりませんが、たしか夏の暑い日でもございましたので、夏の暑い日に御苦労さまでしたというようなことをかけたと思います。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

結果的に、これも石黒町長との議論とも同じになるわけですが、今の現状のいわゆる旧統一教会の反社会性、そして反日性、カルト性、そして様々な宗教被害者に対してお金を巻き上げて、そして破産をさせ、そして自殺、そして犯罪行為にまで及ばせると。そういうような実態になるような宗教団体であったことは、そのときにはもちろん認識していなかったと思います、多分。なので、今の現状として、今の社会報道を見て、中川副町長はどのようにお考えですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

私は去年、ピースロードの実行委員会のこのサイクリングロードに対して言葉をかけたということで、今言う反社会云々、旧統一教会ですか、一切そういうふうにご考慮していませんので、あくまでもピースロード実行委員会に対してねぎらいの言葉をかけたということでございます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ピースロード実行委員会には、そのずぶずぶの関係の工藤彰三衆議院議員、この方が出ているわけですよ。この方は、2019年に名古屋キャッスルで、結局もう一回、愛知県において、前日にパーティーを開いて、そして次の日に名古屋キャッスルの後で常滑の展示場でパーティー開催をしたと。ここでは、ホストは今の議長ですね、それから工藤彰三、そういう衆議院議員がここでは紹介され、そして様々な行事がやられたと。そういうふうな形で、この工藤彰三さんの関係をやはりしっかり見ていけば、やはりその部分については防げたんじゃないかと私は思うんですけど。副町長自身が確かに町長から指示をされて、職務命令でその行事は参加しておりますのでね、やむを得ない部分があったと思います。

しかし、やはりそういうのが旧統一教会なんだということの認識をやはりもう一回しっかりと持っていただきたいと、このように思います。

次をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

再度、町長の答弁と同様になりますが、現在の状況下では慎重に対応する必要があると考えております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議論は繰り返しませんけど、じゃあ中川副町長も旧統一教会が宗教法人法から外されたらば、それは結局絶つべきであるという、そういう認識に立ちますか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

今後、こういった団体におきましても、住民の多くの方から疑念を招くようなことは

ないように対応してまいります。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

今、旧統一教会のことを問題にしているんですね。だから、旧統一教会との関係を中川副町長は一応幹部ですから、どういう姿勢でやるかということを今問うているわけですよ。だから、その部分について、実際に自分としては先ほどの町長と同じように、宗教法人法を外すならば、副町長としての態勢は、それはきっぱりと縁を絶つというような立場でよろしいですか。

○議長(石垣菊蔵君)

副町長。

○副町長(中川昌一君)

そういう考えでよろしいかと思えます。

○6番(内田 保君)

次へ行ってください。

○議長(石垣菊蔵君)

厚生部長。

○厚生部長(大岩幹治君)

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする現行の第8期介護保険事業計画の保険料基準額は月額5,000円で、第7期計画と同額に据え置いております。

第7期計画の最終年度である令和2年度に第8期計画の保険料基準額を算定するに当たり、当該年度末の介護給付費準備基金残高の見込額1億9,085万円のうち、1億2,030万円を取り崩すことを介護保険運営協議会に諮り、保険料上昇抑制に努めたものであります。

議員が言われるように、基金の全額を取り崩し、投入すれば、保険料基準額の引下げにつながりますが、将来的にわたって中長期的に安定した介護保険事業の運営を考慮しますと、第8期計画において保険料基準額を据え置いたことは適切であったと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

既に、現在の保険料を算定したときに下げている自治体がございます。

瀬戸市は305円下げしております。そして、豊川市は191円下げしております。新城市も223円下げしております。それから、設楽町も135円下げしております。そして、豊根村も428円下げしております。一元でも下げてほしいというのが介護保険者、そして納付者の気持ちでございます。ぜひとも、この問題については検討していただきたいというふうに思っております。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

国の方針では、介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていますが、計画期間終了時の介護給付費準備基金剰余額は次期計画期間の歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることのできるということが一つの考え方として示されております。

なお、基金の適正な水準は保険者が決定するものでもありますが、保険料基準額は第1号被保険者数や要介護認定者数などの推計から3年間の計画期間における介護保険サービスの必要量などを適切に見込み、算定することとなっております。

そのため、令和6年度から令和8年度までの計画期間である第9期介護保険事業計画策定において、適正な基金の取崩し額も含め、来年度開催予定の介護保険運営協議会に諮っていきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

3年間で保険料はしっかりと決着をつける。 ※
____、____、_____
____、____。____、_____
____。

____、やっぱり自分で保険料をせっかく払ったのに、使わないまま亡くなってしまうと。そういう方があってはいけないわけですよ。だから、適正にその保険料については、3年間で使うというのが、これは原則です。

なので、今厚生部長が、それを見直していくということをおっしゃってありがとうございます。実際に、南知多町のこの基金がどれだけ積み上がっているかということ、2018年度で2億1,993万円、2019年度は2億216万円、それから2020年度は1億9,563万円と。そして、2021年度2億990万円と積み上がっておるんですね。今年はまだ決算が出ておりませんので、恐らく積み上がりますよ。だけど、もちろん基金を投入しますからね。基金を投入しても、準備基金を積み上げているんですよ。だから、それだけ最初の計画が甘かったのか、そういうものが予想されるわけです。なので、しっかりとした計画を立てていただいて、1円でも2円でも下げればありがたい。実際に介護保険料は、南知多町の場合には10円単位というより、100円単位というのが大体今、課長に聞きますとそういうことを考えておると言いますが、多くの自治体では4,783円だとか、例えば犬山市ですね。1円単位ぐらいまででも、第2段階の保険料はちゃんとしっかりしているんですよ。だから、1円でも下げてほしいと。よろしくお願いたします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

※

____。
____、____、____、_____
____。

○6番（内田 保君）

_____。

○議長（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

※ 取消し発言あり

平成30年度から、前年度に障害者控除対象者認定書を発行した方について、要介護認定の基礎資料を確認の上、対象者には事前に障害者控除対象者認定書を発行し、送付する取扱いをしております。

障害者控除対象者認定書は、仮に障害者控除の対象者となったとしても、必ずしもその全ての方が申告に必要なことから、現行の取扱いを変更する考えは今のところございません。

なお、2022年愛知県自治体キャラバンの取りまとめ結果から、愛知県内の約半数の市町村が障害者控除の対象者に対して認定書を送付していることは承知しておりますので、今後、障害者控除の対象者への認定書の送付を検討していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今後検討していくということで、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。地域の阿久比町、武豊町では、それから美浜町もそのような方向で今動いているわけですので、ぜひともそこら辺の立場で、障害者、介護認定者に対しての税金上の温かい配慮をお願いしたいと思います。

これの認定があったことで、自治体キャラバンのほうでは13万円の保険料やいわゆる自治体に納める税金の控除があったという方も見えるそうです。全国では5万5,000円が下がっているというような情報もありますので、非常にありがたいと思います。もうすぐ確定申告がありますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁をさせていただきます。

本町におきましては、平成30年3月に第2次南知多町男女共同参画計画を策定し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを計画の目指す姿として示しております。男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでおるところでございます。

また、第7次南知多町総合計画におきましても、基本施策3-6、多様性を認め、共に支え合うコミュニティの将来像の実現に向けて、若者や女性、また近年認識されつつある多様な性も含め、誰もが個々の能力に応じて活躍できる場が広がるよう、支援や情報発信に取り組んでおります。

パートナーシップ制度の導入につきましては、多様な性への理解促進を図っていくことを目的として、近年多くの自治体で導入が始まっていると認識しております。

この制度は、婚姻に準じるような法的効力は有しませんが、性的少数者である2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重するものであることから、本町におきましても県内及び近隣市町の動向を注視し、制度導入について調査・研究してまいります。

○議長（石垣菊蔵君）

ここで皆さんにお願いします。

正午が近づいておりますが、このまま一般質問を続けますので、御承知おきください。

（6番議員挙手）

内田議員。

○6番（内田 保君）

知多半島の中のこのパートナーシップ制度の、ファミリーも含めてですが、その状況についてはつかんでおられますか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの内田議員の御質問に答えさせていただきます。

先日も報道がございましたが、半田市が来年4月から導入予定だということで、知多半島の5市5町では半田市が初めてだと思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

先ほど、半田市にも電話しまして、どのような状況ですかと、そのようなことをお聞きしました。いろんなアンケートを取って進めていきたいという前向きな回答でござい

ました。

やはり、この問題は多様性を認めるという社会をどう南知多町がつくっていくかと。とりわけ、いろんな外国人の方が漁場でも、それからプラスチック団地でも、いろんな場所で、農業でも南知多町に参加してみえます。毎月の人口統計を見ても外国人というように表記される方々が非常に多くなってきております。

やはり、私たち自身がいろんな多様性とそしてLGBT、そういうふうな方々も含めた形でどう共生していくのかと。そういうことが本当に問われる時代になっております。なので、ぜひとも南知多町としてもこれを導入していただきたいんですね。

今後の検討の具体的なスケジュールはどのように考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの内田議員の今後のパートナーシップ制度の導入に係る町のスケジュールはということですが、まだ具体的なそういった導入等の検討には入っておりませんので、こういった人権を擁護する必要性があるとは認識をしておりますので、今後そういったことも含めて近隣の市町の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

どうしても横並びになっちゃうんですね。なので、やはりいいものはどんどん進めると。それは南知多町の一つのイメージアップになるんじゃないかというふうに私は思うんですよね。だから、南知多町がどういう町であるかということ、いわゆる人口の問題も含めて、そして子どもたちの教育の問題も含めて、やはりイメージアップをする、そういう一つの大きな施策として、しっかりとした形で判断していただきたいというふうに思っております。ぜひ、前向きなスケジュールを決めていただいて実行していただきたいと、このように思います。

次をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

第2次南知多町男女共同参画計画の主要課題3-3、様々な困難を抱える人々への支援における今後の施策として、性別に関わらず、高齢者や障害者を含む全ての人が生涯にわたって社会と関わり、生きがいのある生活を送れるよう社会全体で支える仕組みづくりとバリアフリー等の整備を進め、その人にとって生き生きと安心して暮らせるサービスの充実に努めますとしております。

今後、全ての人が生き生きと暮らし、参画できる社会の実現に向けて、LGBTQなど性的少数者の方も含めまして、様々な困難を抱える方々への理解促進と支援に努めてまいります。

御質問のトイレへのサンタリーボックス設置につきましては、内田佐七家をはじめ、社会教育施設の一部のトイレにおいて設置をしているところであります。

今後は、役場本庁舎1階トイレをはじめ、多くの町民が利用する公共施設の男性用トイレに順次設置できるよう検討するとともに、サンタリーボックスの設置について周知してまいります。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございました。積極的に、私も知らなかったですが、内田佐七邸には置いてあるというようなことでした。

これは武豊町や、それから様々な東浦町、そういうようなところでも、やはり積極的に今進められようとしております。東海市もたしかやろうとしていましたかね。だから、やはりいわゆる自分は女性であるけれども男性になりたいと。そういう方については、どうしても男性のほうのトイレに行くと。そして、入ったときに、それがなかったときに自分の処理に困るだとか、それからいわゆる先ほど私が言いましたような尿漏れだとか、そういうような手術をして大変障害的な問題で困っている方も見えるわけですね。その処理がトイレにおいてできるならば、やはりそれはありがたいことじゃないかと思うんですね。LGBTもそうだし、それから障害者にとってみても、そういうふうな対

応というのはやっぱり必要だというふうに思います。

様々なサニタリーボックスの事例がありまして、これはホームページに載っておりますけど、やや大きめのサニタリーボックスの写真が載っておりました。一定程度、例えばおむつなどを捨てる場合については、小さいサニタリーボックスではやっぱり足りないということで、やっぱり大きさも含めて配慮するような形でやっていただきたいと考えていますが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

サニタリーボックスの形状、大きさなど、他市町の状況をいろいろ聞いた上で選定していきたいと考えます。以上です。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問4-1につきまして答弁させていただきます。

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項及び第2項で、その任期を1会計年度内としておりますので、会計年度任用の職は1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される「新たに設置された職」と位置づけられるべきものでございます。

会計年度任用の職に就いていた者が、任期の終了後、再度同一の職務の内容の職に任用されることはあり得るものですが、同じ職の任期が延長された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものでもございます。

よって、再度の任用を行う場合であっても、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる会計年度の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがございます。

本町では、国の期間業務職員の例により、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず、勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができるの

は2回までとしております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今の部長さんの説明は差別的ではないでしょうか。常勤の方々は公募しませんよね。会計年度任用職員だけ公募になるわけですよ、3年間で。常勤の方も、じゃあ10年たったらもう一回公募してやり直しをしましょうという、そういうふうな人間的な扱い方をしないですよ。会計年度任用職員だけ1年限りで、少なくとも3年間だけはいいよと、3年間たったら公募するよと。そういうふうな制度設計になっているんですよ。これは、総務部長さんを責めるわけじゃありませんけど、国の制度がおかしいんです、これ。

なので、その部分については、まさに国の改正を同一労働同一賃金と。そういうふうな立場から、やはり人が本当に安心して働けるような制度づくりをするべきだと私は考えております。

それと併せて、総務省の通知文書の中にはこう書いてあります。選考において公募を行うことは法律上必須ではないが、必須ではないんですよ。公募を行うことは法律上必須ではないが、できる限り募集を行うことが望ましいと。望ましいなんですよ。それを南知多町は忠実に守っているという現状があるんですね。ほかの市町では、例えば私も調べました。そうしたら、実際に県内では会計年度任用職員制度の移行後も、岡崎市、東栄町、常滑市、扶桑町、飛島村、幸田町、豊根村は年限を区切った公募はやっておりません。そして、もう一つ、知多半島の中でも半田市、大府市は、2回じゃなくて4回です。蒲郡市や犬山市は5回までは更新が可能と。だから、柔軟に自治組織の、この南知多町の考え方で会計年度任用職員を温かく扱うことができるわけですよ。そういうふうな考え方を今、南知多町はしていないということが私は問題だと思うんですが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

地域の実情に応じてというところで、本町は3回ということで、5回であれ4回であれ、結局そこで雇用止めというふうになるんですけれども、うちは3回ということで、

そのときに広く公募をして、多くの方に応募をしていただくということで考えておりますので、お願いします。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

自治労連の、自治体労働者の労働組合ですけれども、そこでアンケートを取ったアンケート結果があります。それを一つ読ませていただきます。実際の会計年度任用職員の声です。

やりがいのある自分の好きな仕事を20年続けてきました。定年まで続けられると思っていたのが、3年ごとの公募、不安とストレスが募ります。安心して働き続けられるでしょうか。給料も下げないようにお願いしたいです。40歳の方ですね。

会計年度任用職員の制度が始まって、最初の年に採用されました。3年過ぎたら、毎年公募をくぐり抜けて試験に受からないと雇用継続してもらえないのが一番の悩みです。私たちは特に優秀でもないし、万が一公募に落ちたら、次年度から突然無職です。そんなの耐えられない。だから、職場には自分から、来年は受けない、退職すると伝えていきます。心の中では安定して働きたいのに、こんな制度では自分から諦めざるを得ません。上司からは、公募は広く門戸を開くためと言われましたが、そのために私は辞めなければいけない、悔しいです。

もう一人の方は、民間には無期転換ルール、5年ですね。労働契約法で、普通の労働者は5年たてば、自分が希望すれば正規社員にさせなければならないという状況があるんですが、多くの大企業なんかではそれを逃れようとしておりますけど、しかし、役所の非常勤職員には該当しませんと、この無期転換は。これに疑念を持っております。会計年度ということで、年度末には1年ごとに小さな不安を、3年ごとの公募の際には大きな不安を抱えながら過ごしているのが現状です。どうか会計年度任用職員のほか、任期付職員など、役所を底辺で支えている職員の無期雇用の実現をしていただきたい。やりがいを持って働く職員が増えることは確実ですと。

もう一つです。会計年度職員というといくくりで、賃金はみんな一緒だ。日々雇用の職員から、10年以上勤務していても何の加算もされない。昨日入ってきた人とほぼ同額だ。継続雇用もないので、1年勤務の使い捨てのように感じる。こうなると仕事に対し

での向上心やモチベーションを持てなくなるのではないかと思う。これは派遣よりひどい雇用の仕方だと思うというふうな意見があります。

このことの状況をやはりしっかりと南知多町としては受け取っていただいて、私はそこに書いてあるように、やはりちゃんとした常勤での採用の方とほぼ同じ仕事をやってみえるわけですから、だから既に勤務内容の実績は証明されております、ほぼ。なので、その方が自分は希望したいんだということを言われるならば、その方を尊重すると。そういう南知多町のいわゆる会計年度任用職員の在り方について、公募を前提とするんじゃないくて、いわゆる継続雇用の考え方を希望すれば前提とするというふうなことも、その確認をもう一回したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

私ども、会計年度任用職員の方には、日頃からしっかり仕事をやっていただきまして本当に感謝しております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、うちは3年ということとで区切らせていただきまして、そのごとに広く住民の方々へ雇用の機会を広く門戸を広げているという状況でございますので、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

ちょっとお待ちください。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

回数を間違えまして、2回で3年ということですので訂正します。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも会計年度任用職員の悲痛な思いを受け止めていただいて、やはり継続雇用を原則としたそういうふうな制度に改めていただきたい。できれば、今3年としておりますけれど、しかし、これをほかの知多半島の自治体のように4回、5回という形でのそういうふうな制度に改めると。もう教育委員会の中では、実際にこの中身が募集されております。ぜひともいい制度になりますように、よろしく願いいたします。終わります。

す。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、どうも御苦労さまでした。

〔 散会 12時15分 〕